

地域生活支援事業 指導調書

地域活動支援センターⅡ型

事業所名

実地指導日

令和 年 月 日

宮崎市指導監査課

調書中の留意事項

○ 調書中の略表記については、以下のとおり。

法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
平 18 厚令 171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
平 18 厚令 175	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準
指定要綱	宮崎市指定地域生活支援事業サービス事業者の指定に関する要綱
実施要綱	宮崎市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱

○ グレーで行全体を着色している項目は、令和 2 年 7 月 17 日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄の記入は行ってください。（なお、確認しないこととした項目や文書であっても、法令等の遵守は事業者等の責務であり、確実に遵守すべきものです。仮に実地指導において指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には、事実関係を的確に把握するため、標準確認項目及び標準確認文書以外のものについても調査する場合があります）

○ 事業所チェック欄（適・否・非該当）の該当部分に○を記入してください。

○ 連絡事項等がある場合は、備考欄に記入してください。

○ 指導調書は 2 部作成の上、1 部は事業所控えとして保管し、1 部は実地指導実施日の 1 週間前までに、指導監査課へ提出してください。

○ 印刷の際は、A4 で両面印刷を行った上、資料の上部をホッチキス止め（2 か所止め）してください。

第1 基本方針（法第80条、実施要綱）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 基本方針	（1）指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	平18厚令175第2条第1項		適・否・非該当	
	（2）指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めているか。	平18厚令175第2条第2項		適・否・非該当	
	（3）指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障がい福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めているか。	平18厚令175第2条第3項		適・否・非該当	
	（4）指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。	平18厚令175第2条第4項		適・否・非該当	
2 事業の内容	地域活動支援センターⅡ型事業は、地域において雇用・就労が困難な在宅の障がい者等に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供するものとなっているか。	実施要綱第2条第2項	重要事項説明書 利用契約書（利用者又は家族の署名捺印）	適・否・非該当	
3 規模	指定地域活動支援センターⅡ型は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとなっているか。	平18厚令175第7条	平面図 【目視】	適・否・非該当	
4 利用者	利用者は、宮崎市に居住する在宅の障がい者等で、障がい程度区分の認定を受けた者又は市長が必要と認めたととなっているか。	実施要綱第4条第2項	受給者証の写し	適・否・非該当	
5 利用者数	1日当たり実利用人員は、概ね15人以上となっているか。（機能強化型の場合）	実施要綱第5条第4項	サービス提供の記録	適・否・非該当	

第2 人員に関する基準（法第80条、実施要綱）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 職員	指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、2、3に掲げる職員を置いているか。	平18厚令175第9条	勤務実績表	適・否・非該当	
2 指導員又は介護職員	（1）当該事業所ごとに置くべき従業者の員数は次のとおりとなっているか。 ① 指導員 サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じ、専ら当該サービスの提供に当たる指導員が1以上確保されるために必要と認められる数。 ② 介護職員 サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じ、専ら当該サービスの提供に当たり必要と認められる数。	指定要綱別表1 実施要綱第5条第2項、第3項	出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>(2)(1)に掲げる事業所ごとに置くべき指導員及び介護職員の総数は、サービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる指導員及び介護職員の合計数が次のとおり確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p>① 障がい者の数が15人までは、2以上</p> <p>② 障がい者の数が15人を超えるときは、2に障がい者の数が15を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上。</p>			適・否・非該当	
	<p>(3) 指導員は、利用者に対し適切な指導を行う能力を有する者となっているか。なお、運営規程において事業の主たる対象とする障がいの種類として、身体障がい者のみを定める場合を除き、次に掲げる要件のいずれかに該当する者となっているか。</p> <p>① 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学の学部で心理学、教育学又は社会学を修め、学士と称することを得る者。</p> <p>② 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第67条第2項により大学院への入学を認められた者。</p> <p>③ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第56条第2項の規定により大学への入学を認められた者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上知的障がい者の福祉に関する事業に従事した者。</p> <p>④ ①から③に掲げるもののほか、知的障がい者の更生援護に関し、相当の学識経験を有すると認められる者。</p>			適・否・非該当	
	<p>(4)(1)に掲げる指導員又は介護職員のうち、1人以上は常勤となっているか。</p>			適・否・非該当	
3 施設長	<p>指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、当該事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の施設長を置いているか。ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができるものとする。</p>			適・否・非該当	
4 職員の配置基準	<p>(1) 職員は、3人以上で、うち1人以上は常勤職員となっているか。</p>			適・否・非該当	
	<p>(2) 障がい者等に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他必要な便宜を提供する事業については、専従職員(常勤職員に限る。)を1人以上配置しているか。</p>			適・否・非該当	
5 従たる事業所を設置す	<p>指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、指定地域活動支援センターⅡ型における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)</p>	平18厚令175第9条の2		適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
る場合における特例	を設置することができる。従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。				

第3 設備に関する基準（指定要綱別表1）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 設備	（1）指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、次に掲げる設備を次に定める基準により設けているか。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該指定地域活動支援センターⅡ型の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、この限りでない。 ① 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること ② 便所 利用者の特性に応じたものであること	平18厚令175 第8条第1項、第2項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
	（2）当該指定地域活動支援センターⅡ型事業所は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けた相談室、訓練に必要な機械器具等を備えた日常生活訓練室、訓練に必要な備品等を備えた社会適応訓練室及び作業に必要な機械器具等を備えた作業室を有するほか、サービス提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。	指定要綱別表1		適・否・非該当	
	（3）当該指定地域活動支援センターⅡ型事業所のうち、給食サービスを実施するものにあつては、（2）に掲げる設備のほか、食事の提供に支障がない広さを有する食堂を備えているか。	指定要綱別表1		適・否・非該当	
	（4）当該指定地域活動支援センターⅡ型事業所のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、（2）に掲げる設備のほか、障がい者の特性に応じた浴室を備えなければならない。	指定要綱別表1		適・否・非該当	
	（5）（2）から（4）までに掲げる設備は専ら当該サービスの事業の用に供するものとなっているか。ただし、障がい者に対する当該サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。	指定要綱別表1		適・否・非該当	

第4 運営に関する基準（指定要綱別表1）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 内容及び手続の説明及び同意	（1）指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、支給決定障がい者等が指定地域活動支援センターⅡ型等の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域活動支援センターⅡ型の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平18厚令171第9条第1項	重要事項説明書 利用契約書（利用者又は家族の署名捺印）	適・否・非該当	
	（2）指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	平18厚令171第9条第2項		適・否・非該当	
2 契約支給量の報告等	（1）指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、指定地域活動支援センターⅡ型を提供するときは、当該指定地域活動支援センターⅡ型の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障がい者等の受給者証に記載しているか。	平18厚令171第10条第1項	受給者証の写し	適・否・非該当	
	（2）契約支給量の総量は、当該支給決定障がい者等の支給量を超えていないか。	平18厚令171第10条第2項	受給者証の写し 契約内容報告書	適・否・非該当	
	（3）指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、指定地域活動支援センターⅡ型の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平18厚令171第10条第3項	契約内容報告書	適・否・非該当	
	（4）指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、（1）から（3）に準じて取り扱っているか。	平18厚令171第10条第4項	上記（1）から（3）までの書類	適・否・非該当	
3 提供拒否の禁止	指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、正当な理由がなく、指定地域活動支援センターⅡ型の提供を拒んでいないか。	平18厚令171第11条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
※グレーで着色した部分は、令和2年7月17日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄（適・否・非該当）の記入は行ってください。（以下同様）					
4 連絡調整に対する協力	指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、指定地域活動支援センターⅡ型の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平18厚令171第12条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
5 サービス提供困難時の対応	指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、指定地域活動支援センターⅡ型事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域活動支援センターⅡ型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域活動支援センターⅡ型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平18厚令171第13条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
6 受給資格の確認	指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、指定地域活動支援センターⅡ型の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決	平18厚令171第14条	受給者証の写し	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。				
7 地域生活支援給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、地域活動支援センターⅡ型に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域生活支援給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 15 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、地域活動支援センターⅡ型に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う地域生活支援給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 15 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
8 心身の状況等の把握	指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、指定地域活動支援センターⅡ型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 18 厚令 171 第 16 条	アセスメント記録 ケース記録	適・否・非該当	
9 指定障がい福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、指定地域活動支援センターⅡ型を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 17 条第 1 項	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	(2) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、指定地域活動支援センターⅡ型の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 17 条第 2 項	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
10 サービスの提供の記録	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、指定地域活動支援センターⅡ型を提供したときは、当該指定地域活動支援センターⅡ型の提供日、内容その他必要な事項を、記録しているか。	平 18 厚令 171 第 53 条の 2 第 1 項	サービス提供の記録	適・否・非該当	
	(2) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、(1) の規定による記録に際しては、支給決定障がい者等から指定地域活動支援センターⅡ型を提供したことについて確認を受けているか。	平 18 厚令 171 第 53 条の 2 第 2 項	サービス提供の記録	適・否・非該当	
11 指定地域活動支援センターⅡ型事業者が支給決定障がい者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者が、指定地域活動支援センターⅡ型を提供する支給決定障がい者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障がい者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	平 18 厚令 175 第 10 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) (1) の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障がい者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障がい者等に対し説明を行い、	平 18 厚令 175 第 10 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	その同意を得ているか。 ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。				
12 利用者負担額等の受領	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、指定地域活動支援センターⅡ型を提供したときは、支給決定障がい者から当該指定地域活動支援センターⅡ型に係る利用者負担額の支払を受けているか。	平18厚令171第82条第1項	請求書 領収書	適・否・非該当	
	(2) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、法定代理受領を行わない指定地域活動支援センターⅡ型を提供したときは、支給決定障がい者から当該指定地域活動支援センターⅡ型に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	平18厚令171第82条第2項	請求書 領収書	適・否・非該当	
	(3) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定地域活動支援センターⅡ型において提供される便宜に要する費用のうち、以下の費用の支払を支給決定障がい者から受けているか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 創作的活動に係る材料費 ③ 日用品費 ④ ①から③のほか、指定地域活動支援センターⅡ型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障がい者に負担させることが適当と認められるもの	平18厚令171第82条第3項、第4項	請求書 領収書	適・否・非該当	
	(4) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障がい者に対し交付しているか。	平18厚令171第82条第5項	領収書	適・否・非該当	
	(5) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者の同意を得ているか。	平18厚令171第82条第6項	重要事項説明書	適・否・非該当	
13 利用者負担額に係る管理	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、支給決定障がい者等の依頼を受けて、当該支給決定障がい者等が同一の月に当該指定地域活動支援センターⅡ型事業者が提供する指定地域活動支援センターⅡ型及び他の指定障がい福祉サービス等を受けたときは、当該指定地域活動支援センターⅡ型及び他の指定障がい福祉サービス等に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額から当該指定地域活動支援センターⅡ型及び他の指定障がい福祉サービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は	平18厚令171第22条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>訓練等給付費の額を控除して得た額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>（２）（１）の場合において、当該指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障がい者等及び当該他の指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>				
			適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
14 地域生活支援給付費の額に係る通知等	<p>（１）指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、法定代理受領により市町村から指定地域活動支援センターⅡ型に係る地域生活支援給付費の支給を受けた場合は、支給決定障がい者等に対し、当該支給決定障がい者等に係る地域生活支援給付費の額を通知しているか。</p> <p>（２）指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、法定代理受領を行わない指定地域活動支援センターⅡ型に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定地域活動支援センターⅡ型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障がい者等に対して交付しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 23 条第 1 項	通知の写し	適・否・非該当	
		平 18 厚令 171 第 23 条第 2 項	サービス提供証明書の写し	適・否・非該当	
15 指定地域活動支援センターⅡ型の取扱方針	<p>（１）指定地域活動支援センターⅡ型事業所が行う当該サービスは障がい者の自立の促進、生活の質の向上、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、適切に行っているか。</p> <p>（２）指定地域活動支援センターⅡ型事業所は提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>（３）サービス提供に当たっては、サービス計画に基づき障がい者の入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談及びレクリエーション等を当該障がい者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に行っているか。</p> <p>（４）従業者は、サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障がい者又はその介護を行う者に対し、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>（５）サービス提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。</p> <p>（６）常に障がい者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該障がい者の心身の特性に対応したサービス提供ができる体制を整えているか。</p>	指定要綱別表 1	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
		指定要綱別表 1	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
		指定要綱別表 1	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
		指定要綱別表 1	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
		指定要綱別表 1	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
		指定要綱別表 1	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
16 地域活動支援センターⅡ型計画の作成	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定地域活動支援センターⅡ型に係る個別支援計画（地域活動支援センターⅡ型計画）の作成に関する業務を担当させているか。	平 18 厚令 171 第 58 条第 1 項	個別支援計画 サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類	適・否・非該当	
	(2) サービス管理責任者は、地域活動支援センターⅡ型計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平 18 厚令 171 第 58 条第 2 項	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平 18 厚令 171 第 58 条第 3 項	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録	適・否・非該当	
	(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定地域活動支援センターⅡ型の目標及びその達成時期、指定地域活動支援センターⅡ型を提供する上での留意事項等を記載した地域活動支援センターⅡ型計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定地域活動支援センターⅡ型事業所が提供する指定地域活動支援センターⅡ型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて地域活動支援センターⅡ型計画の原案に位置付けるよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 58 条第 4 項	個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類	適・否・非該当	
	(5) サービス管理責任者は、地域活動支援センターⅡ型計画の作成に係る会議（利用者に対する指定地域活動支援センターⅡ型の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、地域活動支援センターⅡ型計画の原案の内容について意見を求めているか。	平 18 厚令 171 第 58 条第 5 項	サービス担当者会議の記録	適・否・非該当	
	(6) サービス管理責任者は、地域活動支援センターⅡ型計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 58 条第 6 項	個別支援計画（利用者又は家族の署名捺印）	適・否・非該当	
	(7) サービス管理責任者は、地域活動支援センターⅡ型計画を作成した際には、当該地域活動支援センターⅡ型計画を利用者に交付しているか。	平 18 厚令 171 第 58 条第 7 項	利用者に交付した記録 個別支援計画（利用者又は家族の署名捺印）	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(8) サービス管理責任者は、地域活動支援センターⅡ型計画の作成後、地域活動支援センターⅡ型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）（モニタリング）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、地域活動支援センターⅡ型計画の見直しを行い、必要に応じて地域活動支援センターⅡ型計画の変更を行っているか。	平 18 厚令 171 第 58 条第 8 項	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録	適・否・非該当	
	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	平 18 厚令 171 第 58 条第 9 項	モニタリング記録 面接記録	適・否・非該当	
	(10) 地域活動支援センターⅡ型計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	平 18 厚令 171 第 58 条第 10 項	(2)から(7)に掲げる確認資料	適・否・非該当	
17 相談及び援助	指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 60 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
18 職場への定着のための支援等の実施	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、障がい者の職場への定着を促進するため、当該指定地域活動支援センターⅡ型事業者が提供する指定地域活動支援センターⅡ型を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者について、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障がい者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。	平 18 厚令 171 第 85 条の 2 第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、当該指定地域活動支援センターⅡ型事業者が提供する指定地域活動支援センターⅡ型を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(1)に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。	平 18 厚令 171 第 85 条の 2 第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
19 食事	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 86 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。	平 18 厚令 171 第 86 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。	平 18 厚令 171 第 86 条第 3 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(4) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定地域活動支援センターⅡ型事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 86 条第 4 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
20 健康管理	指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 87 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
21 生産活動	(1) 定地域活動支援センターⅡ型事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めているか。	平 18 厚令 175 第 11 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 定地域活動支援センターⅡ型事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。	平 18 厚令 175 第 11 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
22 工賃の支払い	定地域活動支援センターⅡ型事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除して得た額に相当する金額を工賃として支払っているか。	平 18 厚令 175 第 12 条	工賃支払記録 工賃支給規程 就労支援事業に関する会計書類（出納簿等）	適・否・非該当	
23 定員の遵守	定地域活動支援センターⅡ型事業者は、利用定員を超えて利用させてはいないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	平 18 厚令 175 第 14 条	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	適・否・非該当	
24 業務継続計画の策定等	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域活動支援センターⅡ型の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 【令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務】	平 18 厚令 175 第 14 条の 2 第 1 項	業務継続計画	適・否・非該当	
	(2) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ※研修：年 1 回以上 ※訓練：年 1 回以上 【令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務】	平 18 厚令 175 第 14 条の 2 第 2 項	研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(3) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 【令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務】	平 18 厚令 175 第 14 条の 2 第 3 項	業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
25 非常災害対策	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しているか。	平 18 厚令 175 第 4 条第 1 項	非常災害対策計画 消防計画 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録	適・否・非該当	
	(2) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。	平 18 厚令 175 第 4 条第 2 項	避難訓練の記録 消防署への届出	適・否・非該当	
	(3) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	平 18 厚令 175 第 4 条第 3 項	避難訓練の記録	適・否・非該当	
	【浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に所在する事業所のみ】 (4) 避難確保計画を策定し、それらを定期的に従業員に周知しているか。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	水防法 土砂災害防止法	避難確保計画	適・否・非該当	
26 衛生管理	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 175 第 15 条第 1 項	衛生管理に関する書類	適・否・非該当	
	(2) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、当該指定地域活動支援センターⅡ型事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定地域活動支援センターⅡ型事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。※委員会：3月に1回以上 ② 当該指定地域活動支援センターⅡ型事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定地域活動支援センターⅡ型事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。 ※研修：年2回以上 ※訓練：年2回以上 【令和6年3月31日までは努力義務】	平 18 厚令 175 第 15 条第 2 項	委員会議事録 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
27 緊急時等の対応	従業者は、現に指定地域活動支援センターⅡ型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 28 条	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録	適・否・非該当	
28 支給決定障がい者等に関する市町村	指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、指定地域活動支援センターⅡ型を受けている支給決定障がい者等が偽りその他不正な行為によって地域生活支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意	平 18 厚令 171 第 65 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
への通知	見を付してその旨を市町村に通知しているか。				
29 施設長の責務	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型の施設長は、当該指定地域活動支援センターⅡ型事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。	指定要綱別表 1	適宜必要と認める書類	適・否・非該当	
	(2) 指定地域活動支援センターⅡ型の施設長は、当該指定地域活動支援センターⅡ型事業所の従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	指定要綱別表 1	適宜必要と認める書類	適・否・非該当	
30 運営規程	指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 施設の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務の内容 ③ 利用定員 ④ 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑥ 非常災害対策 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項	平 18 厚令 175 第 3 条	運営規程	適・否・非該当	
31 勤務体制の確保	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、利用者に対し、適切な指定地域活動支援センターⅡ型を提供できるよう、指定地域活動支援センターⅡ型事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。	平 18 厚令 175 第 13 条第 1 項	従業者の勤務表	適・否・非該当	
	(2) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、指定地域活動支援センターⅡ型事業所ごとに、当該指定地域活動支援センターⅡ型事業所の従業者によって指定地域活動支援センターⅡ型を提供しているか。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	平 18 厚令 175 第 13 条第 2 項	勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類	適・否・非該当	
	(3) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平 18 厚令 175 第 13 条第 3 項	研修計画、研修実施記録	適・否・非該当	
	(4) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 175 第 13 条第 4 項	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類	適・否・非該当	R3 報酬改定に伴い R3.4.1 より追加
32 協力医療機関	指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。	平 18 厚令 171 第 91 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
33 掲示	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、指定地域活動支援センターⅡ型事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	平 18 厚令 171 第 92 条第 1 項	事業所の掲示物	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(2) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定地域活動支援センターⅡ型事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	平18厚令171 第92条第2項	備え付け資料	適・否・非該当	R3 報酬改定に伴い R3.4.1より追加
34 身体拘束の禁止	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、指定地域活動支援センターⅡ型の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていないか。	平18厚令171 第35条の2第1項	個別支援計画 身体拘束等に関する書類	適・否・非該当	R3 報酬改定に伴い R3.4.1より追加
	(2) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	平18厚令171 第35条の2第2項	身体拘束等に関する書類 (必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等)	適・否・非該当	
	(3) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。※委員会：年1回以上 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。※研修：年1回以上	平18厚令171 第35条の2第3項	委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
35 秘密保持等	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平18厚令175 第16条第1項	従業者及び管理者の秘密保持誓約書	適・否・非該当	
	(2) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	平18厚令175 第16条第2項	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書(就業規則等)	適・否・非該当	
36 情報の提供等	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、指定地域活動支援センターⅡ型を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定地域活動支援センターⅡ型事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	平18厚令171 第37条第1項	情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等)	適・否・非該当	
	(2) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、当該指定地域活動支援センターⅡ型事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	平18厚令171 第37条第2項	事業者のHP画面・パンフレット	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
37 利益供与等の禁止	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用又はその家族に対して当該指定地域活動支援センターⅡ型事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平 18 厚令 171 第 38 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平 18 厚令 171 第 38 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
38 苦情解決	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、その提供した指定地域活動支援センターⅡ型に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 175 第 17 条第 1 項	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物	適・否・非該当	
	(2) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平 18 厚令 175 第 17 条第 2 項	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル	適・否・非該当	
	(3) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、その提供した指定地域活動支援センターⅡ型に関し、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 18 厚令 175 第 17 条第 3 項	都道府県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(4) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、都道府県又は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県又は市町村に報告しているか。	平 18 厚令 175 第 17 条第 4 項	都道府県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(5) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	平 18 厚令 175 第 17 条第 5 項	運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類	適・否・非該当	
39 事故発生時の対応	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 175 第 18 条第 1 項	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録	適・否・非該当	
	(2) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平 18 厚令 175 第 18 条第 2 項	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録	適・否・非該当	
	(3) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平 18 厚令 175 第 18 条第 3 項	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
40 虐待の防止	<p>(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定地域活動支援センターⅡ型事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。 ※委員会：年1回以上</p> <p>② 当該指定地域活動支援センターⅡ型事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。※研修：年1回以上</p> <p>③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	平 18 厚令 175 第 18 条の 2	<p>委員会議事録</p> <p>従業員に周知したことが分かる書類</p> <p>研修を実施したことが分かる書類</p> <p>担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等）</p>	適・否・非該当	
41 会計の区分	指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、指定地域活動支援センターⅡ型事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域活動支援センターⅡ型の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平 18 厚令 171 第 41 条	収支予算書・決算書等の会計書類	適・否・非該当	
42 地域との連携等	指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平 18 厚令 171 第 74 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
43 記録の整備	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	平 18 厚令 175 第 6 条第 1 項	<p>職員名簿</p> <p>設備・備品台帳</p> <p>帳簿等の会計書類</p>	適・否・非該当	
	<p>(2) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>① サービスの提供の記録</p> <p>② 苦情の内容等の記録</p> <p>③ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	平 18 厚令 175 第 6 条第 2 項	左記①から③までの書類	適・否・非該当	
44 電磁的記録等	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者等及びその従業員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2の（1）の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	平 18 厚令 175 第 19 条第 1 項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(2) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がい者の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	平 18 厚令 175 第 19 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第 5 変更の届出等（指定要綱）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
変更の届出等	(1) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、申請に係る事項に変更があったときは、速やかに変更届出書に関係書類を添えて、市長に届け出ているか。	指定要綱第 4 条 第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定地域活動支援センターⅡ型事業者は、当該指定に係るサービス事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、速やかに廃止・休止・再開届出書により市長に届け出ているか。	指定要綱第 4 条 第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第 6 地域生活支援給付費の算定及び取扱い（実施要綱及び通知）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 基本事項	(1) サービスに要する費用の額は、1 単位の単価 10 円として宮崎市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱別表 1 に定める単位数により算定しているか。	実施要綱別表 1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
	(2) 地域において雇用・就労が困難な在宅の障害者等に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供、機能訓練、社会適応訓練及び入浴等のサービスを提供した場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、サービス提供時間に送迎時間は含まない。		適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
2 入浴加算	利用者に対し、指定地域活動支援センターⅡ型事業所において入浴のサービスを提供した場合に、1 日 1 回 40 単位を加算しているか。	実施要綱別表 1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
3 送迎加算	指定地域活動支援センターⅡ型事業所において、利用者に対して、その居宅と、指定地域活動支援センターⅡ型事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき 54 単位を加算しているか。	実施要綱別表 1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	
4 食事提供加算	低所得者等であって、指定地域活動支援センターⅡ型事業所に従事する調理員による食事の提供又は、調理業務を第三者に委託していること等当該指定地域活動支援センターⅡ型事業所の責任において食事提供のための体制を整え食事の提供を行った場合に 1 日につき 42 単位を加算しているか。	実施要綱別表 1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
5 利用者負担上限額管理加算	指定地域活動支援センターⅡ型事業者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき150単位を加算しているか。	実施要綱別表1	適宜必要と認める報酬関係資料	適・否・非該当	